

## 南吹田地域の地下水汚染問題の概要について

## 1 南吹田地域土壌・地下水汚染の主な経過

別紙のとおり。

## 2 南吹田地域の特徴

## (1) 南吹田地域の主な事業（参考資料「南吹田地域の主な事業（P1）」参照）

ア 道路整備事業（都市計画道路南吹田駅前線）

（ア）事業者・・・吹田市

（イ）工事期間・・・平成 24 年度から平成 30 年度

（ウ）地下構造物設置箇所・・・参考資料「地下構造物設置イメージ図（P2）」参照

イ 鉄道建設事業（おおさか東線）

（ア）事業者・・・大阪外環状鉄道株式会社

（イ）工事期間・・・平成 22 年度から平成 30 年度

（ウ）地下構造物設置箇所・・・参考資料「地下構造物設置イメージ図（P2）」参照

ウ その他事業

上記ア及びイの 2 事業の実施に合わせて、当該地域に点在する畑や駐車場等の土地における開発事業が行われる可能性が考えられる。

## (2) 地下水の飲用水源としての利用

南吹田地域に立地する本市泉浄水所においては、以下に示すとおり地下水を飲用水の水源として利用している。

ア 設置井戸本数・・・8 本（参考資料「井戸設置位置図（P3）」参照）

イ 揚水実施井戸本数・・・4 本（同図「水道原水の取水井戸」No.1、6、7、9）

ウ 揚水量・・・約 6000 m<sup>3</sup>/日

エ 地下水の揚水深度・・・GL-200m 以深

## 3 南吹田地域の地下水等の状況

観測井戸設置箇所（地質調査箇所を含む）については、参考資料「井戸設置位置図（P3）」参照。

## (1) 地質状況（参考資料「地質想定断面図（P4）」参照）

南吹田地域においては、盛土以深の厚さ 5～6m の沖積砂質土層により、第一帯水層が形成されている。また、同層の下層に分布の厚さ 2～3m の沖積粘性土層（難透水層）により、帯水層が区分されている。さらにその下層の洪積砂礫層により、第二帯水層が形成されている。

## (2) 地下水モニタリングの現状

平成24年度以降の南吹田地域における地下水質測定及び地下水位測定については、前述の2(1)に記載した道路整備事業及び鉄道建設事業の影響を把握するため、以下の内容で実施している。

### ア 地下水質測定

(ア) 測定頻度・・・4回/年

(イ) 測定項目・・・参考資料「測定項目一覧表(P5)」のとおり。

### イ 地下水位測定

(ア) 測定頻度

全地点測定は、4回/年。

鉄道建設用地周辺の観測井に限定した測定は、1回/2週間(平成24年8月から測定開始)。

観測井No.11、34、35、48における自記水位計による測定は、1回/1時間(観測井No.11、34、35については、平成24年8月、観測井No.48については、平成25年3月から測定開始)。

## (3) 地下水流動

南吹田付近の広域的な地下水の流動は、地下水が北部の千里丘陵から流下し、神崎川の鋼矢板で堰止められ、神崎川沿いに南東へと流下して、南吹田地域へ流れ込む流れであると推定される(参考資料「広域の地下水流動図(P6)」参照)。

また、南吹田地域に流れ込んできた地下水は、JR東海道本線をくぐり、神崎川沿いに回り込み、北東方向と北西方向に向かって流下する流れであると推定される(参考資料「南吹田地域の地下水流動図(P7)」参照)。

また、鉄道建設工事等の地下水流向に与える影響については、現在のところ確認されていない(参考資料「第一帯水層の地下水位コンター図No.1、No.2(P8、9)」及び「No.11、No.34、No.35、No.48地点の連続地下水位測定結果1、2(P10、11)」参照)。

## (4) 地下水汚染の経年変化(第一帯水層)

平成11年度の調査開始当初から、地下水汚染の親物質であるトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの基準超過は、A社工場敷地内及び工場付近の観測井でのみ確認されている。

平成15年度から平成19年度の調査結果において、トリクロロエチレン等の分解生成物であるシス-1,2-ジクロロエチレンの高濃度地下水汚染域が地下水の下流側に移流している傾向が確認された。この結果を受けて、平成20年度に地下水汚染機構解明調査を改めて実施し、汚染状況を把握した。平成24年度には、鉄道建設工事により鉄道建設用地に設置されていた観測井が撤去されたため、一部の汚染状況の継続性

が失われた状況となっている。また、平成 25 年度には、シス-1,2-ジクロロエチレンが高濃度で検出されていた地点の大幅な濃度減少や北側の調査地点における塩化ビニルモノマーの地下水基準値超過等、これまでの調査結果と異なる結果が確認された（参考資料「シス-1,2-ジクロロエチレンによる地下水濃度コンター図No.1～5（P12～16）」及び「塩化ビニルモノマーによる地下水汚染濃度コンター図No.16～18（P17～19）参照）。

なお、一部の第二帯水層の調査地点において汚染が確認されているが、汚染が局所的であり、汚染濃度も第一帯水層と比べ低濃度であることから、汚染の大半は第一帯水層に留まっているものと考えられる。

#### （5）土壌汚染分布

平成 20 年度の汚染機構解明調査の結果、土壌については、A 社付近において浅い深度から汚染物質が検出され、地下水の下流である北東方向に行くに従い、検出深度が深くなる傾向が確認されている（別紙 2「シス-1,2-ジクロロエチレンによる土壌汚染濃度分布図 1、2（P20、21）」参照）。

### 4 工場敷地内の浄化対策の取組

#### （1）揚水対策実施状況

工場敷地境界にある下水道管へ流入する地下水からトリクロロエチレンが検出（5.9mg/L、基準値 0.03mg/L の約 197 倍）されたことにより、工場内の調査を行い、地下水汚染が判明したことから地下水の揚水曝気を開始した。その結果、平成 4 年度（1992 年度）から平成 21 年度（2009 年度）にかけて、地下水の TCE の平均濃度が約 1/100 まで低下している（参考資料「工場敷地内の浄化対策の取組（揚水対策実施状況）（P22）」参照）。

#### （2）バイオ浄化のこれまでの取組（参考資料「工場敷地内の浄化対策の取組（バイオ浄化のこれまでの取組（P23）」参照）

工場敷地内のバイオ浄化を行うにあたり、パイロット試験が行われている。

##### ア パイロット試験 1（単井戸注入試験 Case1）

地盤に影響を与えない適正注入圧を確認することを目的とした試験（工業用水を使用）。試験の結果、A 社が注入時に使用する注入圧において、地盤への影響（割裂等）は確認されなかった。

##### イ パイロット試験 2（単井戸注入試験 Case2）

バイオ助剤の到達範囲、周辺環境や生態系への影響を把握することを目的とした試験。現在、試験結果報告書を確認中。

(3) バイオ浄化の今後の取組（参考資料「工場敷地内の浄化対策の取組（バイオ浄化の今後の取組（P24）」参照）

ア パイロット試験3（複数井戸注入試験）

パイロット試験1、2で得られた結果を踏まえ、複数井戸にバイオ助剤を注入し、バイオ助剤や汚染地下水の挙動を把握することを目的とした試験。現在、計画書を確認中。

イ 工場敷地全体の浄化対策

上記アのパイロット試験3の結果を踏まえ、工場敷地全体の浄化対策が計画され、実施される予定。

## 5 吹田市土壌・地下水汚染調査等専門員からのご意見

- (1) 地下水質及び地下水位等の測定による環境監視を充実して、汚染状況を的確に把握していくことは最低限必要である。
- (2) 汚染は地下水の流れによって拡がることから、南吹田地域を含め広域的に地質学的・地理学的な地下水流の解明に取り組むことも検討してはどうか。その場合、第二帯水層以深も含め広域モデル、局所モデルの両面からの地下水流シミュレーションの確立も重要である。
- (3) 浄化対策を実施する場合は、長期的、短期的対策の見極めと対策技術の適切な選択が必要である。
- (4) 浄化対策を実施する場合は、平成24年度に検討した浄化対策案はすでに2年経過していることから、改めて対象物質や汚染状況を確認して浄化対策案を作成する必要がある。

## 南吹田地域土壌・地下水汚染の主な経過

平成元年	南吹田下水処理場の流入水で有害物質であるトリクロロエチレン等が検出
平成3年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非鉄金属業の工場(以下「A 社」という。)に隣接する下水道マンホールへ流入している湧出地下水にトリクロロエチレン等が含まれていることを確認</li> <li>2 トリクロロエチレンを多量に使用している A 社に対して場内の汚染の確認及び浄化対策の実施を指導し、同社が地下水の浄化対策を開始</li> </ol>
平成9年	<u>汚染が判明した地点から約 120mはなれた事業所の地下水で、トリクロロエチレンが分解した有害物質であるシス-1, 2-ジクロロエチレンを確認</u>
平成 11 年	吹田市土壌・地下水汚染調査等専門員を設置し、学識経験者の助言を得て、当該地域の地下水汚染機構解明に向けた調査開始
平成 20 年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民説明会開催(地下水汚染機構解明調査について)</li> <li>2 当該地域の詳細な地下水汚染機構解明調査を実施し、汚染範囲及び汚染源を把握</li> </ol> <p>市は、調査結果を総合的に解析し、A 社が当該地域に分布している有機塩素化合物による土壌・地下水の汚染原因である蓋然性が非常に高い(一般的に因果関係を立証するために必要とされる程度)と判断した。別添 1「見解書」参照。</p>
平成 21 年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 A 社が市に汚染原因等に関する見解を提示</li> </ol> <p>汚染原因に関して、市の見解と異なり、当該地域の汚染を2つの汚染域に分けて捉え、自社に隣接する北西部の汚染域については自社敷地内汚染による蓋然性があることを確認したが、自社から離隔する北東部に局在した高濃度汚染については、自社敷地内汚染との関連性が窺えるいくつかの間接事実を確認したものの、因果関係を確認するには至らなかった旨及び当該地の汚染の浄化に関して、市に協力していく立場である旨が示された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 バイオスティミュレーションによる地下水汚染浄化実証試験開始</li> </ol>
平成 22 年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄化実証試験によりバイオスティミュレーションの効果を確認</li> <li>2 浄化対策計画の素案3案を作成</li> </ol>
平成 23 年	<p><u>浄化目標の設定</u></p> <p><u>1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーが環境基準値の 100 倍を超過する範囲を、平成 30 年度までに環境基準値の 10 倍以下にし、その状態を 2 年間維持する。</u></p>
平成 24 年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民説明会開催(浄化対策計画案作成に関する協力要請及び今後のスケジュールについて)</li> <li>2 南吹田地域土壌・地下水汚染を考える会から「南吹田地域汚染地下水の浄化実施に関する要望書」提出される(3206 名署名)。</li> <li>3 浄化対策計画案に係る提案書・見積書の募集を行い、学識経験者の評価を得た。</li> </ol>
平成 25 年	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市として浄化対策に取り組むことを政策決定</li> <li>2 浄化対策関連予算案を市議会に提案するにあたり A 社に対し、市への協力に関する考え方を示すよう文書にて依頼し、回答を得た(別添 2「回答書」参照)。</li> <li>3 9月市議会に浄化対策関連予算案を提案したが、認められず。</li> </ol>

平成21年3月31日

吹田市長 阪口 善雄 殿

## 見 解 書

吹田市土壌・地下水汚染調査等専門員

大阪大学名誉教授 村岡 浩爾

村岡 浩爾

大阪人間科学大学教授 福永 勲

福永 勲

大阪大学大学院准教授 阿部 信晴

阿部 信晴

## 〔見解書の主旨〕

本見解書は、平成20年度の吹田市土壌・地下水汚染調査等専門員会の検討を踏まえて実施された大阪府吹田市南吹田2丁目周辺地域における調査とその検討をまとめた「平成20年度地下水汚染機構解明調査報告書（平成21年3月 吹田市）」（以下「報告書」と略称）に関し、当該専門員として、この報告書の全容を包括して感ずる所見と今後の対応についての見解をまとめたものです。

## 〔経過と現時点での総括的な所見〕

平成3年に当該地域で地下水汚染が発見されて以来、吹田市の関係部局におかれては当時汚染に関係するとみられた企業の報告や情報に対し、行政としての対応を進められてきました。その結果、調査による汚染範囲の状況や汚染機構が極めて複雑であることが判明する一方、国における土壌・地下水汚染に係わる調査・対策指針が整備されつつあり且つ土壌汚染対策法の実質検討が始まるような中で、この汚染の対策は短期間で行えるような状況ではなかったようです。

とは言え、地域における環境汚染は法的対応が整備されていない状況においても住民に対する健康被害や健康の不安は進んで行くものであり、行政の担当者たるものは常にその被害の防御や拡大に対してその責任を果たすべき立場にあることは言うまでもありません。しかしながら、これまでの当該地域での環境汚染としての土壌・地下水汚染の知り得た状況を踏まえれば、当時において直ちにその汚染を排する最善の行動をとることは極めて困難であったという面もあります。また、平成11年にこの汚染実態の解明と取るべき対応を検討するため本専門員と討議する場を設置され、我々専門員は貴市担当者との間で検討を続け、常に状況を追跡してまいり

ました。ついで平成20年に至り、当該地域における都市計画上の工事等の実施を控えて当該問題で解決すべき急務の対応として地下水汚染機構解明調査が進み、専門員としての立場からも十分な所見を述べ得たことは我々としても貴重な体験であったと感じています。

#### 〔調査結果の検討に基づく基本的考え方〕

法の規定に基づく調査の結果、土壌汚染あるいは地下水汚染が認められる場合には、汚染の拡大防止および汚染浄化対策を講じなくてはなりません。しかしながら、土壌汚染あるいは地下水汚染は、一旦汚染されるとその汚染が長期化されるばかりか、汚染物質の除去は近年除去技術が発展してきてはいるものの、汚染状況を踏まえれば技術的に必ずしも常に対応できるというものではなく、実施に当たって多額の対策費用も必要となるなど、適切な対策を進めることは決して容易ではありません。

こういう状況にあつて、環境汚染の暴露を受ける健康影響に関しては、汚染対策は汚染物質の摂取による人の健康被害を防止することを目的とするものの、一般の人が汚染物質に日常的に暴露されない場合には直ちに人の健康に影響を及ぼすものでないことを認識することが大事であると考えます。従つて、汚染の状況と人の健康に及ぼす影響を勘案し、汚染対策はそれ以上の環境への汚染の拡大を許すことなく、合理的かつ効果的な技術と適正な経費による対応を進めることが必要であります。

既に調査結果から判定された「報告書」に記載されている汚染地域に当たる吹田市南吹田地域の土壌・地下水汚染に対し、その汚染対策を講ずる過程で、行政の都市計画上の開発とそれを享受する側にある住民の立場に関して以下のような事態とそれに係わる課題を抱えていることを、先ず認識しなくてはなりません。

- (1-1) 平成23年度には大阪外環状線鉄道新線の開通を控えており、関連する工事や開発が開始される。
- (1-2) 平成28年度には都市計画道路西吹田駅前線が供用開始の予定であり、関連する工事や開発が開始される。
- (1-3) 現在の汚染プルームが対策を講じないまま時間と共に進行した場合、自由地下水層あるいは被圧地下水層を通じて吹田市民の飲用水の水源域（地下水の揚水地域）に地下水汚染が及ぶ可能性が考えられる。

また、このような背景のもとで、講ずるべき対策の方法を検討する際、以下のような事項を認識しておく必要があります。

- (2-1) 健康への影響は直ちにはないものの、既に広域的に汚染が確認されている地域において合理的、効果的、経済的な対策工法を選択し、対策を実施する必要がある。
- (2-2) 地下水汚染が認められる地域は市街地が発達した地域であることから、住民の生活環境や商産業活動等の妨げになるような対策工法は選ぶべきでない。

- (2-3) 前述の開発計画に基づく各種の工事に際しては、新たな汚染（2次汚染）を招くことのないよう行政が指導や監視をするとともに、汚染浄化対策においてもそれらの工事と整合された適切な対策工法を講ずるべきである。

#### 〔対策工法の具体的方針と選択〕

これまでわが国における土壌・地下水汚染対策の工法は多岐にわたっており、その技術も実績も高いレベルに達しているとみられます。従って当該地における対策も、既に専門員を含む検討で考察したごとく、(2-1)(2-2)(2-3)の事項の認識に立って一つの工法にこだわることなく早期にとるべき対策、中長期にとるべき対策の両者を展望し、適切なものを選択する必要があると判断します。これまでの検討を踏まえれば、前述の認識事項を視野に入れ、早期の対策として bio-remediation による浄化工法が適切と判断できます。しかし、この工法においても現地の市街地形成状況や地質および地下水流動特性に適した施工を広域的に実施するには未だ課題が多いとみられます。従って先ずはこの工法による実証試験を現地適地において実施し、その問題点や効果の評価にもとづいて早期および中長期の対策のあり方を確認することが望ましいと判断します。

#### 〔対策の経費について〕

浄化対策に要する経費の負担については、原則的には汚染原因者が負担すべきものであります。従って「報告書」に記述のごとく汚染源についてはその原因者として蓋然性が非常に高い A 社に責任があり、先ず A 社がその敷地における残留汚染物の除去とそれが敷地外に拡散することを防止する義務があります。

また敷地を越え、広く市街地に汚染をもたらしたことについても原因者にその責任がありますが、一方で汚染行為が土壌や地下水の汚染に関する法制度の整備が整っていない時期からの汚染であることもあり、また汚染が確認された平成3年以降の早い段階で、行政の対応が科学的な判断に基づき必要十分な対応がとりえたかどうかという点にも着目せねばなりません。また科学的な判断にしても、その時点における調査や状況の事実を基にした判断レベルであることも認識しておく必要があります。

いずれにせよ、平成20年度の調査を終えた「報告書」に基づいて、現段階では早期の対応が不可欠であることは間違いありません。このような土壌・地下水汚染状況に対処する関係者はそれぞれに応分の責務があることを踏まえ、そのための対策工法は科学的に判断される適切な対応でかつそれに係わる経費の負担に関しては慎重な検討が必要と考えます。

#### 〔局所的な地下水流動・汚染現象への対応〕

本調査は汚染範囲の確定と汚染原因の追及に主点をおいた調査を行ったため、地下水流動や汚染状況について局所的に特異な現象を呈する地点がありました。特に最近になって、自由地下水が過去の公共工事によって被圧地下水層に吸い込まれる可能性があるなど、今後も科学的な現象解明を進める必要のある事項は少なくはありません。ただし、広域的な地下水汚染の対策を講じるといふ大局的な立場から見れば、対策行動を先行させることについては異議のないところであります。

〔協働の必要性、結言〕

前述の通り、地下水汚染は一旦起こってしまうと持続的な現象となるため、それ故に地域に住む住民に過重の不安を与えることになりかねません。従って当該問題に関する情報は適切かつ十分な内容で住民や地権者に開示することが行政の義務であります。その上で当該問題の事実を全てのステークホルダーが共有し、協働の必要性を改めて認識すると共に事態の解決に向けて歩を進めることが必要であります。

吹田市におかれましては強力な行政指導を発揮され、当該問題を一日も早く適切に解決され、健全な都市活動とその発展、および健康な市民生活が永続されることを願ってやみません。

以 上



2013. 8. 30

吹田市長  
井上 哲也 様

## A 社

貴市平成25年8月2日付け(同月5日弊社受領)25吹環環第329号に対する弊社回答書

貴市平成25年8月2日付け(同月5日弊社受領)25吹環環第329号に対しまして、平成25年1月25日付け「貴市平成24年12月5日付24吹環環第492号に対する弊社回答について」(以下「2013年1月25日付け弊社回答」といいます。)において回答しました内容と一部重複いたしますが、以下の通り回答申し上げます。

### 記

#### 1. 汚染原因に対する認識について

2013年1月25日付け弊社回答のとおり、弊社は、地下水汚染分布を弊社と隣接した北西部に広がる汚染域と、弊社から離隔する北東部(以下「本区域」といいます。)に局在した高濃度汚染域に分けて捉えておりますところ、従前より、弊社といたしましては、本区域におけるVOC高濃度汚染と弊社敷地内汚染との因果関係を確認するには至っておりません。

貴市が設置された本区域にある平成20年以降のVOC観測結果からは、汚染の北方向への移流拡散は認められず、貴市見解の「地下水は北向きに8~18m/年移動する」としたことは整合しておりません。

このことから、本区域に局在する高濃度汚染域の汚染源は汚染域北限付近に存在すると考えることが可能であります。

#### 2. 弊社浄化協力について

2013年1月25日付け弊社回答のとおり、弊社は、本区域におけるVOC高濃度汚染と弊社敷地内汚染との因果関係の存在を前提といたしました浄化対策の実施につきましては、協力をいたし兼ねる次第であります。即ち、弊社が『土壌・地下水汚染の汚染原因である蓋然性が非常に高いと認識』すると貴市が主張される限り、浄化対策の実施につきましては協力いたし兼ねる次第であります。

一方、弊社は、弊社のおかれている社会的・経営的状況に鑑み、汚染拡大防止及び地域住民の皆様の不安払拭のために、可能な範囲内において貴市が実施される有効且つ適切な汚染浄化対策に協力をしてまいり所存には変わりはありません。

なお、弊社はこれまで貴市に対し種々の見解書等を提出してまいりましたが、それらにおいて「金銭的費用負担」に言及したことはございません。

### 3. 吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会発足以降の弊社からの提案について

弊社は、平成22年の吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）発足以降、貴市に対しまして、本区域における浄化方法に関し、以下のような提案をさせていただきます。

- ① 平成22年12月20日、平成22年度第1回検討委員会において、弊社バイオ浄化試行状況につき報告。なお、弊社は、貴市が実証試験を実施される以前より、貴市に対して、詳細なデータを提出し、弊社意見を表明しております。
- ② 平成23年12月27日、貴市のご提示に対する弊社見解を書面にて連絡。なお、同書面において、不適切なバイオ浄化は深刻なVC汚染を誘発する旨ご連絡させていただいております。
- ③ 平成24年2月9日、貴市のご要請により、上記②の書面の内容につき、以下のとおり口頭説明。
  - i) 貴市における実証試験において、不適切なバイオ浄化が深刻なVC汚染を誘発する可能性が示されている。
  - ii) 市街区域でのバイオ浄化は井戸掘削・助剤注入に制限が多く、VC汚染を誘発する危険性が大きい。また、バイオ助剤の短期大量投入により、貴市実証試験と同様、メタンガス・硫化水素発生等の安全上の問題が懸念される。
  - iii) 弊社において、抽出浄化により7年ないし10年で下水道基準を下回るレベルまで汚染が低下した実績があり、かかる実績に照らしても、抽出浄化は安全且つ確実であるといえる。
  - iv) 平成20年の広域調査以降、外環状線の北側には溶剤汚染が移流していない。
  - v) JR西日本の外環状線大規模工事により、地下水流向が変化し、外環状線の北側等へも汚染が拡大することが懸念される。
  - vi) JR西日本、貴市及び弊社を含めた三者間で連携し、早い段階で抽出浄化を実施すべきである。
- ④ 平成24年3月21日、平成23年度第4回検討委員会において、貴市の浄化目標に対し、上記③の事項に係る内容を再度口頭にて説明。なお、同説明の際、専門委員の先生も上記③の事項にかかる協議の必要性をご認識いただいております。
- ⑤ 平成24年6月21日、平成24年度第1回検討委員会において、弊社外地下水溶剤浄化に関し、抽出浄化法を提案。なお、弊社の上記提案に対して、貴市より何らの連絡も頂戴しないまま、現在に至っております。

以上のとおり、弊社は、貴市に対しまして、適宜、本区域の浄化方法に関する提案をさせていただきます。

#### 4. 本区域における浄化方法及び弊社の考え方について

貴市の責任において今後採用・実施されます浄化工事方法につきましては、汚染拡散、汚染拡大等副作用のない「有効且つ適切な汚染浄化方法」を採用されるよう提案申し上げます。

また、地域住民の皆様の安心・安全が担保できない工事方法、或いは浄化の成果が担保されない工事方法を採用された場合、弊社は上記協力をいたし兼ねますことを重ねて申し述べます。

前述のとおり、弊社といたしましては、本区域における浄化方法として、抽出浄化法を提案させていただいておりますが、弊社の同提案に対して、貴市より何らの連絡も頂戴しないまま、現在に至っております。

他方、既に平成25年6月3日貴市経営戦略会議及び同年7月3日貴市全員協議会において、学識経験者から高い評価を得た浄化対策に係る見積額が提示されたことと存じておりますが、当該浄化対策に関する詳細仕様の内容については、現在も弊社に開示いただいております。また、当該浄化方法に関する詳細仕様及び見積額の妥当性について、貴市における上記会議において、どのような説明ないし確認がなされたのかも存じ上げておりません。

弊社といたしましては、近隣住民を始め、従業員、債権者、株主等あらゆる方面に多数のステークホルダーが存在しておりますところ、根拠及び理由の定かでない協力は、かかるステークホルダーの利害を損ねることにもなりかねず、貴市において検討がなされている浄化対策工事の具体的仕様等が明らかでない段階においては、弊社の協力も、前述のような弊社内浄化実績からの技術提案に止まらざるを得ません。

つきましては、貴市において検討がなされております浄化対策工事の具体的仕様等について、早期に開示いただきたく改めてお願い申し上げます。弊社といたしましては、当該浄化対策工事の具体的仕様等が開示され次第、同内容を検討したうえで、本書第2項において述べました考え方に基づき、具体的な協議に応じさせていただき所存であります。

なお、弊社の協力の可否及び範囲・程度を検討するにあたりましては、ステークホルダーの理解を得なければならず、そのためには経営的・技術的リスク等多岐に亘る検討が必要不可欠となりますところ、当該協議に先立ち、貴市に対し、情報開示や資料提供を求める可能性がございます。その際にはご協力賜わりますようお願い申し上げます。

以上